

新設規制に関する事前評価書

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に基づく規制の新設＞

規制の名称	暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者について、産業廃棄物処理業・施設の許可に係る欠格要件への追加
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	産業廃棄物処理に係る営業・施設操業から暴力団を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	法人に対してのみ設けられている欠格要件である、「暴力団員等がその事業活動を支配する者」を個人事業者にも適用する。 根拠条文等： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項
規制の必要性	暴力団員等による事業活動支配は、法人についてのみ欠格要件に規定されているところであるが、個人に対しても事業活動支配を試みるケースが見受けられることから、廃棄物処理業界の適正化を図るため、これらの者についても徹底的に排除する必要がある。
期待される効果	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について排除することにより、産業廃棄物処理業から暴力団勢力を排除し、廃棄物処理業界の優良化、廃棄物の不適正処理の防止、反社会的勢力の社会からの追放が図られる。
想定される負担	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について許可が取り消されることとなる。他方で、廃棄物処理業界の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として現行制度を維持することが考えられるが、その場合暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者については、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する者として取消しを行うしかなく、その要件認定において行政に多大な負担が生ずること、迅速な対応が困難であることをかんがみると、本規制を導入することが有効であると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。(略) 現在、法人に対してのみ設けられている暴力団員等の事業活動支配に係る欠格要件を、個人事業者に対しても適用すること。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。